

監 第 2 8 号

令和4年8月16日

雲南市長 石 飛 厚 志 様

雲南市監査委員 渡 部 彰
雲南市監査委員 原 祐



令和3年度雲南市財政健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年7月28日付財政第48号で審査に付された事項について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

令和3年度

雲南市財政健全化審査意見書

雲南市監査委員

目 次

第1 審査の種類	1
第2 審査の対象	1
第3 審査の実施場所及び日程	1
第4 審査の着眼点及び主な実施内容	1
第5 審査の結果	2
1 健全化判断比率	2
(1) 実質赤字比率	2
(2) 連結実質赤字比率	3
(3) 実質公債費比率	4
(4) 将来負担比率	6
第6 まとめ	8
第7 審査意見	9

(注) 1 文中及び各表中の数値、比率は原則表示単位未満を四捨五入し、単位未満の数値を調整した。

2 各表中の符号の用法は、次のとおりである。

「0.0」…該当数値はあるが単位未満のもの 「-」…該当数値のないもの

令和3年度 雲南市財政健全化審査意見

第1 審査の種類

健全化判断比率審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項）
 なお、この審査は雲南市監査基準に準拠して実施した。

第2 審査の対象

- 1 令和3年度 健全化判断比率
 - (1)実質赤字比率
 - (2)連結実質赤字比率
 - (3)実質公債費比率
 - (4)将来負担比率
- 2 算定の基礎となる事項を記載した書類

算定対象会計

普通会計	一般会計		実質赤字比率	↑	↑	↑	↑	
	一般会計等に属する特別会計	農業労働災害共済事業特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計		連結実質赤字比率	↑	↑	↑	↑	
	国民健康保険事業特別会計							
	後期高齢者医療事業特別会計		実質公債費比率	↑	↑	↑	↑	
	公営企業	法適用						水道事業会計
								工業用水道事業会計
								病院事業会計
下水道事業会計								
法非適用		生活排水処理事業特別会計	将来負担比率	↑	↑	↑		
一部事務組合		島根県市町村総合事務組合						
		島根県後期高齢者医療広域連合						
		雲南広域連合						
		雲南市・飯南町事務組合						
地方公社 第三セクター等		雲南市土地開発公社(債務保証法人)	将来負担比率	↑	↑	↑		
		島根県住宅供給公社(損失補償法人)						

第3 審査の実施場所及び日程

実施場所：雲南市役所会議室

日 程：令和4年7月29日から令和4年8月15日まで（18日間）

第4 審査の着眼点及び主な実施内容

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼とし、担当課から説明を受け実施した。

第5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認めた。

審査の概要並びにそれに対する意見は、次のとおりである。

1 健全化判断比率

令和3年度決算に基づく健全化判断比率の状況は、次のとおりである。

(単位：％、ポイント)

健全化判断比率	令和3年度	令和2年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	—	—	—	12.63	20.00
② 連結実質赤字比率	—	—	—	17.63	30.00
③ 実質公債費比率	11.1	11.3	△0.2	25.0	35.0
④ 将来負担比率	98.0	106.3	△8.3	350.0	—

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果が赤字でないため「—」で表示した。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、算定した結果、該当の数値はない。実質公債費比率は、11.1％で、前年度に比べ0.2ポイント減少しており、早期健全化基準（25.0％）、財政再生基準（35.0％）を下回っている。

将来負担比率は、98.0％で、前年度に比べ8.3ポイント減少しており、この比率についても早期健全化基準（350.0％）を下回っている。

雲南市の比率は、いずれも国の定める適正基準の範囲内である。

(1) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta \text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}}$$

<ul style="list-style-type: none"> ・ 早期健全化基準 12.63% （団体・年度ごとに算定） ・ 財政再生基準 20.00%

雲南市の一般会計等の実質収支額は454,704千円の黒字となっているため、該当しない。

一般会計等の実質収支額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
一般会計	454,699	359,322	95,377	26.5
農業労働災害共済事業特別会計	5	12	△7	△58.3
土地区画整理事業特別会計	—	—	—	—
合計	454,704	359,334	95,370	26.5

標準財政規模の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
標準税収入額等	4,813,441	5,064,765	△251,324	△5.0
普通交付税額	12,105,617	11,667,452	438,165	3.8
臨時財政対策債	618,510	512,860	105,650	20.6
合計（標準財政規模）	17,537,568	17,245,077	292,491	1.7

標準財政規模（標準税収入額等、普通交付税額、臨時財政対策債の合計額）は17,537,568千円で、前年度に比べ292,491千円（1.7%）の増加となっている。

(2) 連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、運営の深刻度を示すもので、比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta \text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・早期健全化基準 17.63%
(団体・年度ごとに算定)
- ・財政再生基準 30.00%

連結実質収支額は5,285,280千円の黒字となっているため、該当しない。

各会計の実質収支額及び資金剰余額

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
一般会計等	454,704	359,334	95,370	26.5
国民健康保険事業特別会計	13,326	13,349	△23	△0.2
後期高齢者医療事業特別会計	9,409	8,228	1,181	14.4
水道事業会計	1,951,638	1,893,508	58,130	3.1
工業用水道事業会計	124,005	129,039	△5,034	△3.9
病院事業会計	2,591,239	1,814,350	776,889	42.8
下水道事業会計	138,026	81,361	56,665	69.6
生活排水処理事業特別会計	2,933	2,624	309	11.8
合計	5,285,280	4,301,793	983,487	22.9

(3) 実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示したもので、比率は次の算式により3ヵ年平均で算出する。

・早期健全化基準	25.0%
・財政再生基準	35.0%

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債元利償還金 A} + \text{準元利償還金 B} - (\text{特定財源 C} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D})}{\text{標準財政規模 E} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

実質公債費比率は、次表のとおりである。

(単位：%、ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	11.1	11.3	△0.2

3ヵ年平均の実質公債費比率は11.1%で、前年度に比べ0.2ポイント減少しており、早期健全化基準(25.0%)を下回った数値となっている。また、単年度で比較してみると、当年度は10.5%で、前年度に比べ0.8ポイント減少している。

いずれも雲南市が目標とする15.0%以内となっている。

実質公債費比率算定の内訳

(単位：千円、%)

区 分		令和3年度	令和2年度	令和元年度
A	地方債元利償還金	3,719,442	3,868,310	3,946,763
B	準元利償還金	1,800,880	1,881,459	1,995,750
C	特定財源	36,470	38,895	44,848
D	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,063,912	4,246,509	4,428,393
分子合計 (A+B) - (C+D)		1,419,940	1,464,365	1,469,272
E	標準財政規模	17,537,568	17,245,077	16,973,594
D	元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,063,912	4,246,509	4,428,393
分母合計 (E-D)		13,473,656	12,998,568	12,545,201
実質公債費比率 (単年度)		10.5	11.3	11.7

ア 地方債元利償還金、準元利償還金の状況について

地方債元利償還金及び準元利償還金は5,502,322千円で、前年度に比べ229,447千円(4.0%)の減少となっている。これは主として、地方債元利償還金(一般会計等)の減少によるものである。

地方債元利償還金、準元利償還金の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債元利償還金(一般会計等)(※1)	3,719,442	3,868,310	△148,868	△3.8
準元利償還金 (※2)	1,800,880	1,881,459	△80,579	△4.3
水道事業会計	322,933	349,456	△26,523	△7.6
工業用水道事業会計	0	0	0	—
病院事業会計	224,455	240,944	△16,489	△6.8
下水道事業会計	523,426	545,201	△21,775	△4.0
生活排水処理事業特別会計	629,979	644,864	△14,885	△2.3
一部事務組合	99,374	97,983	1,391	1.4
公債費に準ずる債務負担行為額	713	3,011	△2,298	△76.3
合 計	5,520,322	5,749,769	△229,447	△4.0

※1 地方債元利償還金は、一般会計などの公債費である。

※2 準元利償還金は、主として公営事業会計の支払う元利償還への一般会計からの繰出金や将来の支払いを約束した債務負担行為額である。

イ 特定財源の状況について

地方債元利償還金から控除される特定財源は36,470千円で、前年度に比べ2,425千円(6.2%)の減少となっている。これは、公営住宅使用料のうち公債費への充当可能額の減少によるものである。

特定財源の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
国・県からの利子補給	0	0	0	—
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金	10,600	10,600	0	—
公 営 住 宅 使 用 料	23,785	26,210	△2,425	△9.3
都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税	0	0	0	—
そ の 他	2,085	2,085	0	—
合 計	36,470	38,895	△2,425	△6.2

※特定財源は公債費に充当されているものである。

ウ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額の状況について

地方債元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は4,063,912千円で、前年度に比べ182,597千円(4.3%)の減少となっている。これは主として、災害復旧費等に係る基準財政需要額の減少によるものである。

元利償還金等に係る基準財政需要額算入額の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(※1)	755,257	796,556	△41,299	△5.2
災害復旧費等に係る基準財政需要額(※2)	3,102,605	3,254,093	△151,488	△4.7
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金(※3)	206,050	195,860	10,190	5.2
合 計	4,063,912	4,246,509	△182,597	△4.3

※1 道路橋りょう費や下水道費の市債償還金が主なものである。

※2 過疎債、合併特例債償還金を含むものである。

※3 病院事業債償還金などである。

(4) 将来負担比率

一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すもので、比率は次の算式による。

・早期健全化基準	350.0%
・財政再生基準	—%

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 A} - \text{充当可能な財源(基金・特定歳入等) B}}{\text{標準財政規模 C} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額 D}} \times 100$$

将来負担比率は、次表のとおりである。

(単位：%、ポイント)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減
将来負担比率(A-B/C-D)	98.0	106.3	△8.3

将来負担比率算定の内訳

(単位：千円、%)

区 分		令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
A	将来負担額	62,989,108	64,279,567	△1,290,459	△2.0
B	充当可能な財源	49,774,001	50,456,189	△682,188	△1.4
分子 計 (A-B)		13,215,107	13,823,378	△608,271	△4.4
C	標準財政規模	17,537,568	17,245,077	292,491	1.7
D	元利償還金等に係 る基準財政需要額 算入額	4,063,912	4,246,509	△182,597	△4.3
分母 計 (C-D)		13,473,656	12,998,568	475,088	3.7

令和3年度の将来負担比率は98.0%で、前年度に比べると8.3ポイント減少している。当年度の指数は、財政の健全化を示す早期健全化基準(350.0%)を下回った数値となっている。この数値は、低い方が将来の財政を圧迫する可能性が低いと言える。

ア 将来負担額の状況について

将来負担額は62,989,108千円で、前年度に比べ1,290,459千円(2.0%)の減額となっている。これは主に、公営企業債等繰入見込額や地方債現在高の減額によるものである。

将来負担額の内訳

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債の現在高	37,521,900	37,724,558	△202,658	△0.5
債務負担行為に基づく支出予定額	0	307	△307	皆減
公営企業債等繰入見込額	20,312,347	21,268,922	△956,575	△4.5
組合等負担等見込額	740,756	865,587	△124,831	△14.4
退職手当負担見込額	4,409,040	4,414,372	△5,332	△0.1
設立法人の負債額等負担見込額	5,065	5,821	△756	△13.0
連結実質赤字額	0	0	0	—
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0	—
合 計	62,989,108	64,279,567	△1,290,459	△2.0

イ 充当可能な財源の状況について

充当可能な財源は 49,774,001 千円で、前年度に比べると 682,188 千円 (1.4%) 減少している。これは主として、基準財政需要額算入見込額の減少によるものである。

充当可能財源等の状況

(単位：千円、%)

区 分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
充当可能な基金 (※1)	7,813,116	7,259,298	553,818	7.6
充当可能な特定歳入 (※2)	317,164	356,058	△38,894	△10.9
うち都市計画税	0	0	0	—
基準財政需要額算入見込額 (※3)	41,643,721	42,840,833	△1,197,112	△2.8
合 計	49,774,001	50,456,189	△682,188	△1.4

※1 地方自治法第241条に規定する基金であって、現金・預金・国債等で保有しているもの。

※2 地方債の償還に充当することができる国・県等からの補助金、公営住宅の賃借料及び都市計画税などを対象としている。

※3 普通交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体の財政需要を合理的に算出した額のうち、公債費等について国の定めた算定額を財政需要額へ算入するもの。

第6 まとめ

1 実質赤字比率について

一般会計等の実質収支額の合計は 454,704 千円の黒字となっているので、該当する数値はない。

2 連結実質赤字比率について

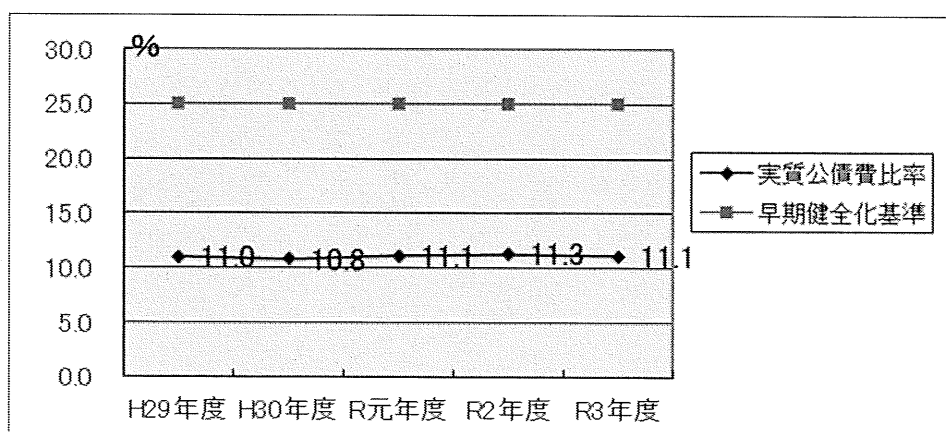
雲南市の連結実質収支額の合計は 5,285,280 千円の黒字となっているので、該当する数値はない。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、地方公共団体の赤字の程度を指標化したもので、当年度の実質収支額は黒字であり、国の定める適正基準の範囲内となっている。

3 実質公債費比率について

実質公債費比率は、単年度では 10.5% で、前年度に比べ 0.8 ポイントの減少、3 カ年平均では 11.1% で、前年度に比べ 0.2 ポイントの減少となっており、早期健全化基準 (25.0%) を下回った数値となっている。

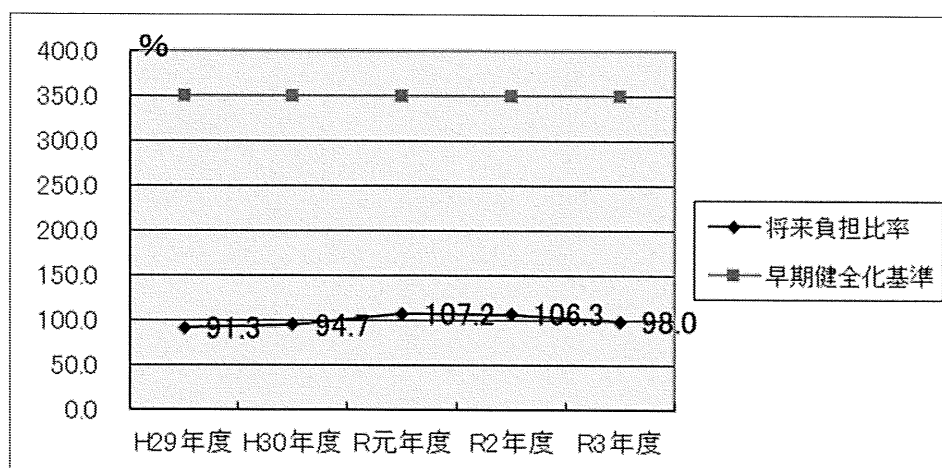
実質公債費比率の推移 (数値は3カ年平均値)



4 将来負担比率について

将来負担比率は98.0%で、前年度に比べ8.3ポイント減少しており、早期健全化基準(350.0%)を下回った数値となっている。

将来負担比率の推移



第7 審査意見

財政の健全化判断を示すいずれの比率についても、国の定める適正基準の範囲内となっており、特に指摘すべき事項はない。実質公債費比率は3カ年平均で算出され、令和2年度より減少したが、来年度以降は増加傾向にあることから、地方債発行と起債償還のバランスを図り、適正な財政運営に努められたい。